

野田市立中央小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和6年4月1日改訂

野田市立中央小学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本方針

いじめが本校の全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずにいじめが行われないようにする。

いじめ問題への対応は、最重要課題として、学校全体で組織的に対応していく。また、保護者だけでなく、必要に応じてPTA組織、地域へも働きかけ積極的に連携を図る。いじめを受けた児童の教育を受ける権利が侵害され、心身の健全な成長や人格形成の影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険が生じることのないよう未然防止に向け取り組むことを旨とし、いじめ防止等の対策を行う。

(3) 児童の責務

全ての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置してはならない。そのために、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめに関する理解を深めなければならない。

(4) 学校及び教職員の責務

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為であり、してもされても絶対にいけない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- ・児童の生きる力と自尊感情・他者の生命を大切にする心情を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに努めなければならない。
- ・在籍している児童がいじめを受けているときは、適切かつ迅速に対処し組織を挙げて全力でいじめを受けている児童を守らなければならない。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長する可能性があることを踏まえ、その根絶を図らなければならない。

2 いじめの防止対策の組織（いじめ防止対策委員会）

（１）いじめ対策の組織

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（指導）、教務主任（調整・記録）、学年主任（指導）、学級担任（指導）、養護教諭（支援）、特別支援コーディネーター（支援）、スクールカウンセラー（支援）

※その他、事案により柔軟に編成する。

（PTA 代表、スクールロイヤー、学校医、警察、外部相談機関等）

（２）組織の役割

①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

②いじめの相談・通報の窓口としての役割。

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

④いじめの事案に関する組織的対応の中核としての役割。

※いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取等を行い、指導や支援の体制・対応方針の決定を図る。

3 いじめの未然防止について

（１）いじめが発生しにくい学校風土文化・学級風土文化を構築する。

（２）いじめに向かわない児童を育成する。

（３）いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。

規律を重んじる・学力向上に勤しむ・自尊感情を醸成する・謙譲の精神を養成する

（４）生徒指導の機能を重視した「分かる授業」を展開する。

（５）インターネットを通じて行われるいじめ等の指導をする。

メディアリテラシーに関する教職員研修及び児童・保護者対象の講演会等の実施。

（６）その他（教職員の配慮事項）

①学級担任

- ・日常の指導をとおしていじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり、見て見ぬ振りをするのもいじめを肯定していることと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を心がける。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童の心を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりしていることを認識し、指導のあり方に細心の注意を払う。

②養護教諭

- ・保健委員会の活動等の学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③生徒指導主任（生徒指導部会）

- ・いじめ問題について、校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④校長・教頭

- ・全校集会等で校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感や自尊感情を得られる機会や困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。
(児童会活動：例)「いじめ撲滅宣言」や「相談箱の活用」等)

4 いじめの早期発見について

- (1) 全校児童対象の「いじめ実態調査」を年2回実施する。

①第1回「いじめ実態調査」実施（6月頃）

「いじめ実態調査」の追跡実施（9月頃）

継続支援状況の確認（通年）

②第2回「いじめ実態調査」実施（11月頃）

「いじめ実態調査」の追跡実施（1月頃）

継続支援状況の確認（通年）

- (2) 教育相談期間を実施する。

第1回 6月 ～ 7月 第2回 11月 ～ 12月

- (3) 家庭、地域と連携した情報の共有化を図る。

①家庭との連携

学校基本方針等について、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有化しやすい関係構築に努める。また、いじめ発生の場合の児童の変化の様子を保護者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。

②PTA や地域との連携

学校基本方針等について、地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有化しやすい関係構築に努める。また、いじめ問題について、PTA で協議する機会を設ける。(いじめ発生の場合の児童の変化の様子を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)

(4) いじめ防止対策にかかわる依頼，いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。

(学校便り，学校ホームページ等の活用。)

(5) 専門機関との連携を図り，教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(6) その他（職員の配慮事項）

①学級担任

- ・日頃より児童への目配りを怠らず，信頼関係の構築に努め，児童が発信する僅かな変化や危険信号を見逃さないよう情報収集に努める。
- ・休み時間や放課後等の児童との会話から交友関係の悩みや問題を把握するよう努める。
- ・家庭訪問や個人面談等の機会を活用し，教育相談を行う。

②養護教諭

- ・保健室を利用する児童との会話等を通し，様子の変化を捉え，悩みについて話を聞く。

③生徒指導主任（生徒指導部会）

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー及び外部機関等による相談室の利用，電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡回や放課後の校内巡回等において，児童の生活の場の異常の有無について確認する。

④校長・教頭

- ・児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校に於ける教育相談が児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能しているか定期的に点検する。

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的に児童との教育相談を進める。学校内組織として学年内，生徒指導部会と連携して進める。相談体制を整備して，教育相談の充実を図る。

①校内相談体制を整備する。

②教育相談機期間を設置する。

③個別に対応できる教室を整備する。

④保護者相談を日常化する。

⑤教育相談箱を設置する。

(2) 学校の相談窓口，野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

①学校の相談窓口担当者（教頭及び養護教諭）、スクールカウンセラー

②ひばり教育相談

TEL 04(7125)8088

③学校・野田市以外の相談窓口

・24時間子ども SOS ダイアル

TEL 0120(078)310

・子どもの人権 110 番

TEL 0120(007)110

・県子どもと親のサポートセンター

TEL 0120(415)446

・千葉いのちの電話

TEL 043(227)3900

・ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター：非行・犯罪などに関すること）

TEL 0120(783)497

（３）学校は、必要に応じて、市スクールカウンセラー・ひばり教育相談員・県スクールカウンセラー・県ソーシャルワーカー・県教育相談担当教員、スクールロイヤー等専門機関の学校派遣依頼をし、教育相談やカウンセリングに関する助言・支援を得る。

6 いじめを認知した場合の対応について

（１）情報を収集する。（学級担任・生徒指導主任・養護教諭等）

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を収集する。

①いじめと疑われる行為を発見した場合、即座にその場でその行為を止める。

（特に暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に赴き制止する。）

②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、内容について真摯に傾聴する。

③発見・通報があった場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握を行う。

④その際、他の児童の目に触れぬよう、聞き取り場所、時間等慎重に行う。

⑤いじめた児童が複数いる場合は、同時刻且つ個別に聞き取りを行う。

⑥教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。

⑦その際、収集した情報は記録に確実に残す。

⑧一つの事象に捉われすぎず、いじめの全体像を把握する。

（２）指導・支援体制を整える。（事案に応じた組織編成）

①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を整え方針を決定する。

学級担任、養護教諭、生徒指導主任、管理職等で役割を分担する。

・いじめを受けた児童やいじめた児童への対応。

・その保護者への対応

・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。

②きっかけは些細であってもいじめの疑いがある行為には、早期に的確に関わりを持つことが必要である。

- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- ④現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

※常に状況把握に努める

※随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(1) 児童への支援・指導を行う

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、支援・指導を行う。

①いじめを受けた児童への指導

- ・いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安除去に努める。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携を図り、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制を構築する。
- ・いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情保持に留意する。

②いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為に対しての責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題、いじめの背景にある問題を捉え、問題の解決のための手立てを講じる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が平穏に教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を得られない場合は、警察等他機関とも連携して対応する。
- ・不満やストレス（交友関係、学習、家庭環境等）があっても、いじめに向かうことなく、運動や読書など健全なエネルギー発散の方向性を育む。

③学級担任等

- ・学級のあらゆる活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、学級から根絶しようという価値観を行き渡らせる。
- ・いじめを傍観していた児童に対しても、自らの問題として捉えさせる。
- ・はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、その行動がいじめに荷担していると捉えられることを理解させる。

④組織

- ・状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、スクールロイヤー等、外部機関の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整備する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等の適切に保存し、児童の進級・進学・転学等の際、確実に引き継ぎ事務を行う。

(2) 保護者との連携を図る。(学級担任を含む複数の教員)

連携する教職員を中心に、関係児童宅の家庭訪問を行う。

- ①家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数で対応。）等により、迅速且つ正確に事実関係を伝達するとともに、その後の学校との連携方法について確認する。
- ②いじめを受けた児童を徹底して守り通すことや秘密を守る旨を伝え、できる限り保護者の不安を除く。
- ③事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめに関する情報について適切に提供する。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
(自殺の企て、重大な障害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等)
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
(合計 30 日、または一定期間連続して欠席した場合も含む)
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

※重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に、重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、直ちに野田警察署及び千葉県柏児童相談所に相

談・通報を行い、支援を要請する。

9 公表，点検，評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- ①いじめ防止のための組織を中心に，全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ②基本方針は，学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

- ①学校評価を活用し，いじめ防止の取り組みについて，児童，教職員，保護者が評価する。
- ②評価結果の分析に基づき，基本方針やその取り組みの改善を図る。
- ③評価結果を公開し，児童，保護者，地域へ周知する。

10 年間指導計画

	教育委員会及び施策等に係る事項	主な学校行事	道徳	特別活動	備考
4 月	○児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○野田市新規採用教職員研修	○職員会議・朝会実施時に職員間で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①誰にでも公平に ②優しい心の温かさ ③命の不思議 ④相手に寄り添う心 ⑤友情のあり方 ⑥自分に正直に	○入学式 ○前期始業式	○全校朝会にて状況に応じて繰り返し「いじめ」に関して指導
5 月	○野教研生徒指導部会 ○小・中学生指導推進協議会（県）	○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①自分でできること ②気持ちよい挨拶や言葉 ③正直な心 ④わかり合う心 ⑤正直に明るくい心で	○1年生を迎える会 ○運動会 ○避難訓練	
6 月	○第1回学校警察連絡協議会（小・中） ○第1回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	○いじめ実態調査 ○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①命のすばらしさ ②みんなが使うもの ③正しいことを進んで ④助け合う友達 ⑤私たちの学校 ⑥友達と伝え合う ⑦生きようとする命 ⑧正しい判断，自信をもって ⑨公平な態度 ⑩身近にあるいじめ ⑪友情を深める ⑫友情を深める	○陸上選手を励ます会 ○林間学校 ○交通安全教室	
7 月	○第2回学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「夏季休業における児童生徒の指導」 ○野田市教育相談研修会 ○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会）	○生徒指導部会・職員会議・夏休み前集会・朝会実施時に職員間で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①親切な心で ②思いやりの心 ③友情を深めるために ④責任ある行動とは ⑤社会正義とは		
8 月	○野教研生徒指導部会 ○教頭・教務主任合同研修会 ○教員実践教育相談 ○野田市情報モラル指導者研修				
9 月	○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○いじめ実態調査追加調査 ○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①生命の尊さ ②よいと思うことを ③友達を思っ ④きまりを守る ⑤いただいた命 ⑥命の大切さ ⑦自分の役割を果たす	○避難訓練	
10 月	○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①勇気を出して ②誰に対しても同じ態度で ③お互いの思いを分かち合う ④社会のきまり ⑤正しいと思うこと	○前期終業式 ○後期始業式 ○修学旅行 ○中央小フェスタ	↓

			⑥相手の立場に立って			
11 月	○第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」	○いじめ実態調査 ○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①わがままをしない で ②自分のよさ ②温かい心で ③友達のよさ ④楽しい学校生活 ④信頼し、助け合う友情 ⑤わかり合うために	○避難訓練 ○長距離部を励ます会 ○避難訓練 ○人権週間		
12 月	○第3回学校警察連絡協議会（小・中・高） ○「冬季休業における児童生徒の指導」 ○教育相談連絡会（スクールカウンセラー研修会）	○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①優しい気持ち ②気持ちのよい挨拶 ③正しいと思ったことを ④正直な心 ⑤あなたのことを考えて	○冬休み前集会		
1 月	○全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」の追跡調査 ○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○いじめ実態調査追加調査 ○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①自分のよさ ③親切の広がり ③自分のよいところに目を向けて ④自分のよさ ④つながる命 ⑥友情を深める	○校内席書会		
2 月	○「いじめ実態調査」の追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会	○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①友達を思う心 ①私の命 ②温かい心で ③美しい心 ④一人の命の大切さ ④元気がいちばん ④規則の大切さ ④友達のために	○創立記念集会 ○6年生を送る会		
3 月	○「学年末学年始児童生徒の指導」 ○生徒指導主任連絡会（小・中） ○「いじめ実態調査」最終報告（聞き取り）	○生徒指導部会・職員会議で「いじめ」の実態について共通理解を図る	①楽しいクラス ④思いやりの心 ⑤自分の役割の自覚	○卒業式 ○修了式		↓